

## PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 550 人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 100 名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク ([www.pwc.com](http://www.pwc.com)) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
金融部  
〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話 : 03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2008 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人  
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス  
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、  
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の  
組織は分離独立した法的組織となっています。

## 公募株式等証券投資信託の終了 または一部解約時の課税の改正について

2008 年度税制改正により、個人に対する公募株式等証券投資信託の終了または一部解約時の課税の見直しが行われました。

本ニュースレターでは、公募株式等証券投資信託の終了または一部解約時の課税の改正点について、その概要をご紹介します。

## 改正の概要

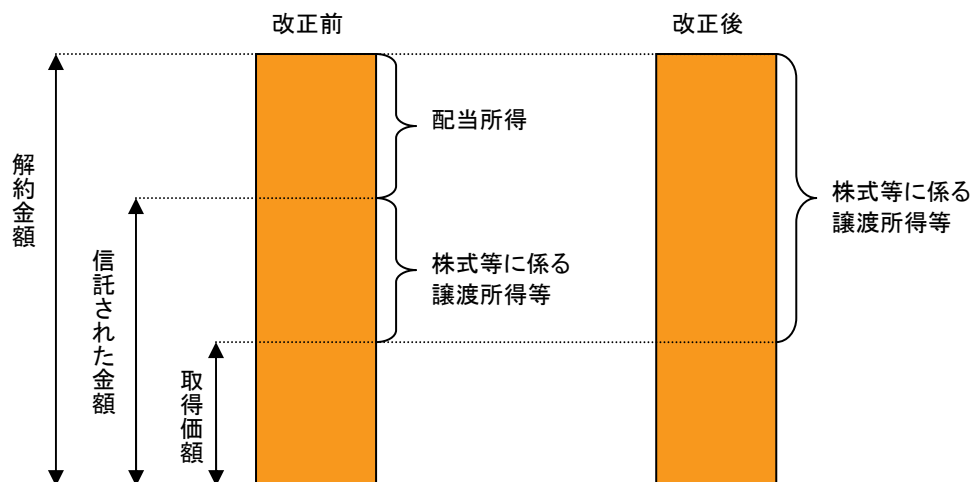
従来、居住者または日本国内に恒久的施設(以下、「PE」)を有する非居住者が、株式等証券投資信託等<sup>\*1</sup>の終了<sup>\*2</sup>または一部解約により交付を受ける金銭の額および金銭以外の資産の価額の合計額(以下、「金銭等の合計額」)のうち、当該株式等証券投資信託等について信託された金額に達するまでの金額は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされており、信託された金額を超える部分の金額については配当所得に係る収入金額として、源泉所得税が課されていました。

- \*1 株式等証券投資信託等とは、公社債投資信託以外の証券投資信託(株式等証券投資信託)、証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないもの(非公社債等投資信託)および特定受益証券発行信託をいいます(以下、同様)。
- \*2 当該株式等証券投資信託等の信託の併合に係るものである場合にあっては、当該株式等証券投資信託等の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産の交付がされた場合に限り(以下、同様)。

改正後は、居住者または日本国内にPEを有する非居住者が、公募株式等証券投資信託<sup>\*3</sup>の終了または一部解約により交付を受ける金銭等の合計額は、すべて株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなりました。また、配当所得に係る収入金額として、その支払の際に源泉所得税が課されていた部分については、源泉徴収を要しないこととされました。

- \*3 公募株式等証券投資信託とは、その設定時の受益権の募集が金融商品取引法第2条第3項に規定する取得勧誘のうち、同項第1号および同法施行令第1条の5に規定されている公募により行われた株式等証券投資信託をいいます(以下、同様)。

### <公募株式等証券投資信託の終了または一部解約時の所得分類>



なお、居住者または日本国内にPEを有する非居住者が、公募株式等証券投資信託以外の株式等証券投資信託等の終了または一部解約により交付を受ける金銭等の合計額については、従来どおり、信託された金額に達するまでの金額が、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされ、信託された金額を超える部分の金額については配当所得に係る収入金額とされ、源泉所得税の対象となります。

## 改正の背景

投資家が株式等証券投資信託等の受益権を換金する方法として、一般に、解約請求により投資信託から解約金を受領する方法と買取請求により販売会社等に譲渡する方法があります。改正前においては、株式等証券投資信託等について解約請求と買取請求の場合で課税が異なり、解約請求により解約金を受領する場合は、交付を受ける金銭等の一部が配当所得に係る収入金額とされ、源泉所得税が課される一方、買取請求により譲渡する場合には、交付を受ける金銭等のすべてが株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とされていました。

今回の改正により、居住者または日本国内に PE を有する非居住者が、公募株式等証券投資信託について、解約請求する場合も買取請求により譲渡する場合も、交付を受ける金銭等については株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額として取り扱われることとなりました。

## 適用関係

上記の改正は、2009年1月1日以後の株式等証券投資信託等の終了または一部解約について適用されます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

**税理士法人プライスウォーターハウスクーパース**

金融部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.k.takano@jp.pwc.com
	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saike@jp.pwc.com
マネージャー	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
	藤野孝太郎	03-5251-2036	kotaro.fujino@jp.pwc.com
	伊藤耕一郎	03-5251-6525	koichiro.ito@jp.pwc.com
	ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com